

マイナンバー制度に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められている。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率10/10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置される。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、自ずと市町村は財源負担を強いられることとなっている。

また、平成28年度以降についても、現時点では十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

よって政府においては、自治体負担の軽減のために下記の事項について実施されることを強く要望する。

記

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 個人番号カード交付を行うための事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
- 5 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止に対する支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

泉 大 津 市 議 会

送付先：内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣